

日時場所 令和3年11月19日 午後2時00分 日光市役所本庁舎 大会議室

出席農業委員 11名
1番 川村耕一 2番 手塚幸子 3番 高橋和子 4番 福田絹江
5番 斎藤敏夫 6番 加藤英利 7番 神山隆治 8番 増淵勝
9番 高橋久美子 10番 小池毅 11番 渡邊悦子

欠席農業委員 なし

出席推進委員 19名
12番 柏木武 13番 福田富美男 14番 大島一比古 15番 富田順子
16番 福田正明 17番 神山守 18番 村上隆 19番 酒主学
20番 星野由起夫 21番 西巻光次 22番 福田浩一 23番 柴田洋一
24番 吉原浩之 25番 福田重勝 26番 福田隆夫 27番 大島昭吾
29番 大貫宣秀 30番 佐藤修一 31番 小倉政一

欠席推進委員 28番 阿久津文枝

傍聴人 なし

- 第1 議事録署名人の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第24号 農地法第5条の規定による許可書の交付について
- 第4 報告第25号 農地法第18条(通知)について
- 第5 議案第56号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第6 議案第57号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 第7 議案第58号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 第8 議案第59号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 第9 議案第60号 非農地証明願について
- 第10 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について

沼尾洋克事務局長

それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいります。

本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。

また、推進委員の阿久津委員から欠席する旨の届け出があり、推進委員につきましては20名中19名の出席であります。本日の傍聴人はいらっしゃいません。

福田 絹江 議長

ただ今から、令和3年11月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程につきまして、沼尾事務局長に朗読させます。

沼尾洋克事務局長

(議事日程を朗読)

福田 絹江 議長

日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。1番川村耕一委員、2番手塚幸子委員のご両名を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局職員の福田主幹を指名いたします。

福田 絹江 議長

つづきまして日程第2「会期の決定」を行います。本総会の会期につきましては、本日1日限りといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし。」との声あり)

異議なしと認めます。よりまして、本総会の会期につきましては、本日1日限りとすることに決めます。

それでは議事に入ります。なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど簡潔に説明をお願いいたします。

福田 絹江 議長

日程第3、報告第24号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任お願いします。

川村光代主任

報告第24号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明します。総会資料は1ページとなります。先月の5条申請は4件ございました。許可書につきましても4件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和3年10月20日。なお、2番については面積3,000平方メートル以上の案件ということで、10月28日に栃木県農業会議の常設審議委員会に意見聴取をいたしまして、特に質問等もなく、許可相当との意見をいただいております。許可日および指令番号につきましては、1番が令和3年10月20日、日農委指令第5-33号、2番が令和3年11月15日、日農委指令第5-34号、3番および4番が令和3年10月20日、日農委指令第5-35号および36号で許可書を発行しております。以上でございます。

福田 絹江 議長

報告ではございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

福田 絹江 議長

それでは次に移ります。

日程第4、報告第25号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

福田 絹江 議長

はい、大島副主幹

大島尚美副主幹

報告第25号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。総会資料は、2ページから3ページとなります。本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人、借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は5件で、申請番号1番が農地法第3条の解約、申請番号2番が農業委員会扱いの利用権の解約、申請

番号3番～5番が日光市農業公社扱いの利用権の解約となります。以上ご報告いたします。

福田 絹江 議長

これもご報告でございますが、何かご質問等ございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

よろしいですか。

(「はい。」との声あり)

ないようですので次に移ります。

福田 絹江 議長

日程第5、議案第56号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、遊休農地対策部会が担当しております。加藤部会長から全体の説明をお願いします。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

去る11月17日に遊休農地対策部会で現地調査を行いました。調査は3班体制で実施し、1班は柏木武委員、福田会長、事務局から川村主任が同行しました。2班は手塚幸子副部会長、小倉政一委員、村上隆委員、事務局から沼尾局長が同行しました。3班は私、加藤、大島一比古委員、事務局から福田係長、大島副主幹が同行しました。資料の4ページからご説明します。担当委員ですが、議案第56号の第3条申請の1番及び、議案第57号の第4条申請の1番が大島一比古委員、6ページは事務局です。7ページ、議案第59号の農地法第5条申請の1番が村上委員、2番が大島委員、3番が村上委員、4番及び5番が手塚副部会長、6番及び7番が小倉委員、9ページ、議案第60号の非農地証明願の1番及び2番が柏木委員、3番は私、加藤が担当いたしました。以上です。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、議案第56号の農地法3条の番号1番について担当委員の報告を求めます。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

私は、総会資料4ページ、議案第56号の1番を担当いたしました。本申請は、日光市小林地内において売買を目的とした3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地等は申請のとおりです。位置図による説明をさせていただきます。申請地は、小林地内、塩野室郵便局前交差点から北東へ約250メートルに位置した場所です。案内図による説明をさせていただきます。塩野室郵便局前交差点から県道を東に100メートルほど進み、左折して北に200メートルほど進んだところと、さらに西に150メートルほどのところに申請地があります。公図による説明をさせていただきます。申請地は2筆で、登記簿地目、現況ともに田となっております。写真です。こちらが、最初の1筆の写真です。整然とした田となっております。さらに西側の2筆目は、このように耕されております。南側は住宅地になっております。譲受人は営農家で経営農地を適切に管理しており、家族2人で、水稻及び季節の野菜を作付けしております。農地取得後も水稻の栽培を行う予定で問題ないと思います。以上の事から農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田 絹江 議長

ありがとうございます。それでは、現地調査後の検討・協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

ただいま説明にありました通り、売買による案件です。受け人も一生懸命耕

福田 絹江 議長

作しているということで、部会としては許可相当と思われます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(小池毅農業委委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池農業委員。

利用権は設定されていませんか。

(鯉沼慶主査挙手)

福田 絹江 議長

はい、鯉沼主任。

鯉沼 慶主 査

設定されておられません。

福田 絹江 議長

他に何かありましたらお願いします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので、質疑を終結し、採決を行います。3条番号1番については、原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、3条番号1番は原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、日程第6、議案第57号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(大島一比古推進委員挙手)

大島一比古推進委員

はい、大島委員。

私は、議案第57号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は日光市大桑町地内におきまして、資材置き場を目的として転用する案件です。位置図による説明をさせていただきます。申請地は大桑小学校から西870メートルに位置します。案内図により説明させていただきます。大桑小学校から会津西街道を今市方面へ480メートル進み、このように入っていく、申請地はこちらになります。公図により説明をさせていただきます。登記簿地目、現況ともに畑です。南側は道路をはさんで住宅になっています。北側は田です。なぜこの細長い土地が申請地になったかといいますと、この一帯は圃場整備事業をした場所です。申請者がこの一連の土地を所有していたため、計画の中でこの部分を道路にしてくれと、それじゃあその減った分をこちらに交換してくれと、今回の申請地がそういった経過で取得されたということです。換地処分ですね。本来ですと圃場整備事業の縛りがありますので解除をしなければなりません。圃場整備事業の時点で資材置き場にすることで了解済みであるため、4条申請だけをすればよいということになっています。写真です。こちらが今回の申請地です。これが申請者が所有している土地で資材置き場になっています。申請地を資材置き場として隣接地の土地と合わせて利用するという計画書も出ております。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部会長。

ただ今の説明にありましたように、平成30年度に土地改良をした時の換地処分地です。部会では何ら問題はないということで許可相当と思われます。ご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けしたいと思っております。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員
大島一比古推進委員
福田絹江議長

はい、小池委員。
左側の土地の地目は何になっていますか。
公図上は畑になっています。すみませんが事務局よりお願いします。
事務局より間違いのない情報をお願いします。

(川村光代主任挙手)

川村光代主任

はい、川村主任。

ここの●●番●の土地は以前に資材置き場として転用する許可がおりています。平成30年に土地改良するときに資材置き場として利用するため非農用地設定をしています。そして、この申請地は、換地前に許可をとっているので許可は必要ないのではないかと行政書士から相談を受けました。そこで、いろいろと手引きを読んでもみましたが許可は必要ということがわかりました。ただしここは俗にいう農振農用地ですので普通は許可にならないと言われますが、不許可の例外というのがございまして、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」ということです。ここは以前から資材置き場として利用したいということで利用計画に入っていますので、今回「不許可の例外」で許可という形になるのではないかと思います。

福田絹江議長

ありがとうございました。ただ今の事務局の説明のとおりです。皆さんご理解いただけたでしょうか。大丈夫ですか。

(「はい。」との声あり)

他にご意見等がありましたらお願いします。

(「なし。」との声あり)

ないようですので採決に移ります。番号1番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして、日程第7、議案第58号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(川村主任挙手)

はい、川村主任。

川村光代主任

議案書6ページをお開き下さい。議案第58号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」ご説明いたします。当案件は一般住宅の建築を目的として平成9年4月30日付けで県の転用許可を受けておりまして、所有権移転登記まで済ませておりますが、当時の譲受人が造成工事までは行いましたが、資金不足により建築は行わず、地目が畑のまま現在に至っております。今回、承継者が申請地を譲り受けて妻が経営している美容室の駐車場としたく事業計画変更申請がありましたので、承継者及び転用目的の変更をするものであります。なお、事業計画変更後の5条許可申請が、議案書7ページの3番にございますのでよろしくお願いたします。以上です。

福田絹江議長

事務局の説明が終わりました。ここで皆様方のご意見・ご質問等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決いたします。番号1番について、この原案のとおり『変更妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『変更妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、日程第8、議案第59号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。
(村上隆推進委員挙手)

村上隆推進委員

はい、村上委員。
私は、議案第59号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市小倉地内におきまして、賃貸借により赤玉土、鹿沼土採取及び搬出入路を目的として転用する案件です。JR文挾駅から南へ約2キロメートルに位置します。案内図です。JR文挾駅から例幣使街道を鹿沼方面に進み、1.8キロメートルほどのところを右折したこの場所が2筆の申請地です。公図です。登記簿地目、現況ともに田です。周囲の状況は東側及び西側に用水路、真ん中に排水路、南側は田、北側は市道です。現地には貸し人、借り人、行政書士の3名が立ち会いました。申請地を鹿沼土、赤玉土の採取、搬出入路として利用する計画で杭打ちがしてありました。こちらは以前に鹿沼土・赤玉土を採取し、田に戻してあります。今回この土地の鹿沼土・赤玉土を採取します。給排水については公共の上下水道を利用しません。雨水は敷地内浸透といたします。この部分に鉄板で仮の道路をつくり、ここからダンプが入ってきます。こちらの土地を一時、表土置き場として利用するために2面の貸借を申請したということです。写真です。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願ひます。
(手塚幸子農業委員挙手)

手塚幸子農業委員

はい、手塚副部長。
この案件は賃貸借権による一時転用の案件です。前回採取した土地を搬出入路、表土置き場として利用し、奥の土地の赤玉土、鹿沼土を採取する計画です。前回もきれいにされてありましたので許可相当と思われまますのでご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。
(福田重勝推進委員挙手)

福田重勝推進委員

はい、福田委員
境界はどこなんですか。

村上隆推進委員

境界はこの杭です。杭が端に打ってあります。

福田重勝推進委員

どのように掘削するんですか。

加藤英利農業委員

杭から45度の勾配で、約4メートル掘るということです。上層部が赤玉土、下層部は鹿沼土で、2メートルずつで、大体4メートル掘るという計画です。

福田重勝推進委員

安全策はどのようになっていますか。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤委員。

境界から2メートル離れて45度の勾配で掘ります。真ん中の所は境界から1メートルの所に保安柵を立てて人が入れない計画となっております。

福田 絹江 議長

今の説明でイメージできましたか。表面からまっすぐ下に掘るのではなく45度の角度で掘り進むということです。周りはネットで囲むということです。この方法は決まりがあってやっているということですよ。事務局どうですか。
(川村光代主任挙手)

川村光代主任

はい、川村主任。

砂利採取の場合は結構深く掘りますが、鹿沼土の場合は平均4メートルです。表土は大体50センチ。保安角度は、砂利も赤玉土も45度になっています。保安距離は上の道から2メートルとります。周りは1メートルの保安距離をと

り、あとは安全を考慮して防護柵を張ります。排水はなくて雨水は敷地内浸透処理。雨が降った場合を想定して、土嚢を配備して周りに水が流れ込まないような措置をとるといことです。

福田絹江議長

詳しい説明を事務局からいただきましたので、皆さんこれでご了解いただけたでしょうか。

(富田順子推進委員挙手)

はい、富田委員。

富田順子推進委員

参考までにお聞きしますが、以前に芝河原の方に現地調査行ったときに、砂利採取の土地の埋め戻し用の土がストックされていまして。今回4メートル掘るわけで、50センチしか表土がないわけですよ。埋め戻し用の土はどうするのですか。

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任

川村光代主任

埋め戻し用の土ですが、7,907立方メートル。これは申請人である●●が所有する土地から土を持ってきて埋め戻しを行います。

福田絹江議長

埋め戻しの土は業者が確保するということですね。

他にご質問等はございませんか。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員。

小池毅農業委員

水路に仮の橋を設置して土の搬出、搬入をすることになると思いますが、水路の保全について努めるよう意見をつけて欲しいと思います。

川村光代主任

水路を壊さないように、申請人に許可書を渡すときに意見書をつけて欲しいということでしょうか。

小池毅農業委員

そうです。

福田絹江議長

それでは、事務局でよろしくお願いします。他にご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。ご苦労様でした。

福田絹江議長

ここで会議が始まりましてから1時間経過しましたので、10分間休憩を入れたいと思います。

(休憩 午後3時2分～午後3時11分)

福田絹江議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

続きまして番号2番について担当委員の報告を求めます。

(大島一比古推進委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

私は、議案第59号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市荊沢地内におきまして、工場及び駐車場敷地拡張を目的として転用する案件です。位置図です。荊沢交差点から南240メートルに位置します。案内図による説明をいたします。県道今市・氏家線の荊沢交差点から大室方面に290メートル進み、左折して45メートル進んだ所をさらに左折した左手に申請地があります。公図により説明させていただきます。登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況は東側は宅地、西側は駐車場、南側が食品製造工場の敷地、北側は道路と住宅地です。この周辺は住宅地です。写真です。進入路はこちらで、これが、

申請地です。畑になっていますが、多少、表面だけ薄く砂利がありますが、あとは雑草が生えています。土地家屋調査士が現地に立ち会いました。こちらが食品製造工場、こちらが駐車場になっていますが、申請地を通ると、工場と駐車場を往来するのに便利だということで申請に至ったということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われしますので、ご審議の程よろしくお願ひします。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願ひます。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

工場及び駐車場の拡張による売買の申請でございます。この用地を取得して工場に出入りしやすくしたいという要望で、ちょっと金額も高いような気がしますが、許可相当と部会では判断しましたのでご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお願ひいたします。

この写真を見てなにかありませんか。白く見える所は砂利を敷いたわけではないのですよね。

(大島一比古委員挙手)

はい、大島委員。

大島一比古推進委員

よく見てきたんですが正式にはビリ砂利で、ここにあったものが流出したと家屋調査士が言っていました。表土だけ、5ミリから1センチぐらいで、この杭の所に黒い土が見えましたので意図的に敷いたという感じではありませんでした。

福田 絹江 議長

現地を確認してきた方の報告です。皆さん、よろしいでしょうか。

(「はい。」 との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(村上隆推進委員挙手)

はい、村上委員。

村上隆推進委員

私は、議案第59号の3番を担当いたしました。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市山口地内におきまして、駐車場を目的とした売買の案件です。位置図です。大沢地区センターから南東約630メートルに位置します。案内図により説明します。日光街道の大沢交差点を旧道に入り、670メートルほど進み、左折して300メートル進んだ左手に申請地があります。公図です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側は道路、西側は宅地、南側は道路、北側は宅地です。現地では譲受人1名、譲渡人1名、行政書士1名、合計3名の方に立ち会っていただきました。申請地を駐車場にする目的は、現在、美容室を営んでいるんですが、建物がこのようになっていて、従業員や自分たちが、車を止めるとお客さんが止めるスペースが、どうしても狭いんで申請地を譲り受けたいということで今回申請した状況です。畑としては使っていなかったようなんですが、荒地にはなっていませんでした。給排水はなしで、雨水は敷地内浸透処理とし、この部分には砂利敷きをして駐車場にするということです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと

福田 絹江 議長

思われます。ご審議の程よろしくお願いします。

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告をお願いします。

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚副部長。

手塚幸子農業委員

この案件は所有権移転の売買によるもので駐車場にする案件です。何ら問題はないと考えますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(福田富美男推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田富美男推進委員

写真を見ますと申請地は道路より高いんですね。それで砂利をただ敷いただけでは、雨が降った場合、道路に流れてくる感じがするんですが。敷地内に浸透柵を造る予定はないんですか。それとも周りにU字構かなにかを設置する予定ですか。

(手塚幸子農業委員挙手)

福田 絹江 議長

はい、手塚委員。

手塚幸子農業委員

草が生えているので高く見えますが、歩いてみるとちょっと低くなっています。

福田 絹江 議長

現地に行ってみると高くないということですよ。ちょっと車が入っているのが気になったんですが。

(村上隆推進委員挙手)

はい、村上委員。

村上隆推進委員

これはお客さんでなくて立会人の車です。止める所がなかったの。

(手塚幸子農業委員挙手)

福田 絹江 議長

はい、手塚委員。

手塚幸子農業委員

現況が畑となっていますが、しばらく使っていないせいなのか草はありますし、車が入っていくとずぶずぶと入ってしまう感じ。砂利はなくて黒土になっているので大丈夫だと思います。

福田 絹江 議長

普段から車は入れていないんですね。

みなさん、疑問点がありましたらお願いします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして番号4番について担当委員の報告を求めます。

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚委員。

手塚幸子農業委員

私は、議案第59号の4番を担当いたしました。本申請は、日光市土沢地内におきまして、売買により資材置き場を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図です。JR下野大沢駅から西に75メートルの所に位置します。杉の沢グランドから東へ65メートル進んだ右手に申請地があります。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は北側が市道、東側は住宅と畑、西側は畑、南側は市道です。現地には行政書士と譲渡人が立ち会いました。申請地を資材置き場に利用する計画で杭打ちがしてありました。給排水はありません。雨水は敷地内浸透処理をしますが、周りに

はU字溝を設置し雨水浸透トレンチを設置するそうです。こちらがトレンチでここに流れるようにするそうです。写真は、これが資材置き場です。これは南側の道路から撮った写真です。こちら側がちょっと低くなっていますが、土を盛って道路と同じ高さにすると言っていました。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われますので、ご審議の程よろしくお願いします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

資材置き場にすることによって売買による案件です。部会では許可相当と考えましたのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田 絹江 議長

部会での報告が終わりました。調査部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお願いいたします。

(小池毅農業委員挙手)

はい、小池委員

小池毅農業委員

教えて欲しいのですが、資材置き場を一般住宅に変更するときにはどのような手続きが必要なんでしょうか。

福田 絹江 議長

川村主任、皆さんに教えてあげてください。

川村 光代 主任

例えばここを資材置き場にして一般住宅を建てる場合は、農業委員会への申請は必要ありません。

福田 絹江 議長

農地ではないので次の申請は要らないということですよ。他にご意見はありませんか。

(高橋和子農業委員挙手)

はい、高橋委員。

高橋和子農業委員

宇都宮の会社が、土沢の方に事務所があるわけでもないのに資材置き場を造るのはどういう理由なのか、ちょっと疑問に思ったんですが。

福田 絹江 議長

(川村光代主任挙手)

はい、川村主任。

川村 光代 主任

申請人の●●は宇都宮市大谷町に本店があるんですが、ご夫婦でやっています住まいが明神です。主に宇都宮地区で仕事をしていたのですが、今度北部方面の仕事に力を入れたいということで、たまたまここに土地があることを伺って事業拡大のために資材置き場として使いたいと相談したところ合意があったということです。

福田 絹江 議長

よろしいでしょうか。他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号4番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号4番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして番号5番について担当委員の報告を求めます。

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚委員。

手塚幸子農業委員

私は、議案第59号の5番を担当いたしました。本申請は、土沢地内におきまして、一般住宅を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人及び申請地等は申請のとおりです。位置図及び案内図につきましては、4番の案件と同じ場所になりますので省略します。公図です。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況は東側は宅地、南側及び西側は譲渡人の畑、北側は市道です。現地

に譲渡人と行政書士が立ち会いました。申請地を一般個人住宅にする計画で杭打ちがしてありました。給排水と汚水は公共の上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理をします。周りをU字構で囲って、ここの浸透柵に流れるように予定しています。写真です。先ほどの4番と同じ場所で、ここが資材置き場です。ここは道路と同じ高さなので大体ここに建てられると思います。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく願います。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、調査後の検討、協議の結果について部会長から報告願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

先程の案件の隣の土地です。今度は一般住宅を建てるという売買による案件です。部会では許可相当と思えますのでご審議の程宜しく願います。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号5番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号5番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田 絹江 議長

それでは番号6番について担当委員の報告を求めます。

(小倉政一推進委員挙手)

はい、小倉委員。

小倉政一推進委員

私は、議案第59号の6番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市千本木地内におきまして、売買により一般住宅を目的とした5条申請です。位置図によりまして説明いたします。東原中学校から南西、約670メートルに位置します。案内図により説明します。東原中学校から南へ280メートルほど進み、突き当りを右折して550メートルほど進みさらに左折して260メートルのところに申請地があります。公図により説明します。登記簿地目、現況ともに畑となっております。周囲の状況は東側が道路、西側が畑、南側が道路、北側が道路です。土地利用図により説明します。現地には譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地を一般住宅用地に利用する計画で杭打ちがしてありました。雨水は敷地内浸透処理します。給水は公共の水道、下水道はありません。排水は合併浄化槽で処理します。写真です。これが境界です。ここは少し段差があります。二次製品のL型が入っているそうです。この擁壁はL形で丈夫なものだと思います。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしく願います。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願います。

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚副部会長。

手塚幸子農業委員

この案件は畑を一般住宅にする売買の案件です。周りを見てもわかりますように周辺地域に及ぼす影響もなく許可相当と思われまます。ご審議の程宜しく願います。

福田 絹江 議長

それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

福田絹江議長
福田重勝推進委員

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田委員。

合併浄化槽で浄化した上水はどこで処理するのですか。

(小倉政一推進委員挙手)

福田絹江議長
小倉敏一推進委員

はい、小倉委員。

これが合併浄化槽です。敷地内浸透処理します。

(加藤英利農業委員挙手)

福田絹江議長
加藤英利農業委員

はい、加藤部会長

毎回出てきますが、合併浄化槽で出た上水は、今はいいものができて自然に地下に流し込む、そういうやり方みたいです。どこへ流すとかでなくて、自分の敷地に流して自然に地下に浸透するという事です。近くに流す所がない場合はほとんどこのようなやり方でやっていると思います。

福田絹江議長

図の所の合併浄化槽という四角の右側にあるものが浸透柵というか、そのように理解します。福田委員よろしいでしょうか。

ダメなものは許可にならないと思います。現在の施工方法で許可になっているということは安全な水が浸透すると思われませんがいかがでしょうか。周りに放流する所がない場合はこのようなやり方だと思うんですが皆さん、ご意見お願いします。

意見も出てこないようですので、今のやり取りを加味していただいて採決に移ってよろしいでしょうか。

(「はい。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号6番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号6番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

福田絹江議長

続きまして番号7番について担当委員の報告を求めます。

(小倉政一推進委員挙手)

小倉政一推進委員

はい、小倉委員。

私は、議案第59号の7番を担当いたしました。申請人及び申請地等は申請のとおりです。本申請は、日光市千本木地内におきまして、売買により住宅敷地拡張を目的として転用する5条申請です。位置図及び案内図につきましては、6番の案件と同じ場所になりますので省略いたします。公図により説明します。登記簿地目、現況ともに畑です。周囲の状況ですが、東側は畑、西側は宅地、南側は道路、北側は道路です。土地利用図により説明します。現地には譲渡人、譲受人、行政書士が立ち会いました。申請地を簡易物置に利用する計画で杭打ちがしてありました。雨水は敷地内浸透処理します。申請地は72平方メートルぐらいで21坪です。写真をお願いします。ここが申請地で、ここに仮設の物置を建てる計画です。道路と畑は同じぐらいの高さです。以上のことから周囲に及ぼす影響はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

福田絹江議長

ご苦労様でした。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会から報告願います。

(手塚幸子農業委員挙手)

手塚幸子農業委員

はい、手塚副部会長。

この案件は売買により住宅の敷地拡張のために転用する5条申請になります。住宅敷地を拡張し駐車スペースとしたり簡易小屋を建てたりするという事で、許可相当と思われまますのでご審議の程宜しくお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部

会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号7番について、この原案のとおり『許可』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号7番はこの原案のとおり『許可』することに決しました。

ここで、また1時間経過しましたので、一息つくために休憩いたします。10分後に再開しますので、よろしくお願いいたします。

(休憩 午後4時23分～午後4時33分)

福田絹江議長

皆さん、おそろいになりましたので、会議を再開いたします。

日程第9、議案第60号「非農地証明願について」を議題といたします。番号1番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武進委員挙手)

柏木武進委員

はい、柏木委員。

私は、議案第60号の非農地証明願の1番を担当いたしました。本申請は、日光市足尾町地内において宅地として利用している案件です。願出人及び願出地等は申請のとおりです。位置図による説明をいたします。願出地は、足尾町地内、日足トンネルから南西へ約2.5キロメートルに位置した場所です。案内図です。日足トンネルから国道122号線を南東に2.5キロメートルほど進んだ付近が願出地です。公図による説明をいたします。願出地は2筆です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。土地利用図です。周囲の状況は、東側と西側は宅地、南側と北側は道路です。願出地のうち、●●番●は平成5年以前から隣接宅地の庭と駐車スペースとして一体的に利用し、現在に至っております。●●番●は、平成5年以前から隣接地の所有者が宅地の一部として一体的に利用し現在に至っております。平成5年撮影の空中写真が添付されておりますので、28年以上経過しております。写真をお願いいたします。この写真は●●番●の写真です。これが庭、この辺が駐車スペースです。こちらの写真が●●番●の写真になります。こちらはドッグランになります。以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について部会長より報告を願います。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤部会長。

2筆ありまして、片方は庭と駐車スペース、片方は宅地の一部ということです。空中写真でも明らかなおり28年以上経過しているということで部会としては証明妥当と考えますのでご審議の程宜しくをお願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号1番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号1番はこの原案のとおり『証明妥当』

とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(柏木武進委員挙手)

はい、柏木委員。

柏木武進委員

私は、議案第60号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市足尾町地内において山林として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図については、先ほどの非農地証明願の1番の近くになりますので省略いたします。案内図です。非農地証明願の1番と国道を挟んだ向かい側に願出地があります。公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は山林です。現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。土地利用計画図による説明です。周囲の状況は、東側は山林、西側は宅地、南側・北側は山林です。願出地は、平成5年以前から山林として利用され、現在に至っております。願出地内の建物については、隣接地の所有者が平成5年以前に建築したのですが、主たる用途は山林となります。平成5年撮影の空中写真が添付されております。こちらの写真は北から東に向かって撮ったものです。この木は梅の木です。この辺は全部大きな石がごろごろしています。この建物は昔住んでいたのか、今は誰も住んでおりません。利用もしてません。これは東側あたりの状況です。以上のことから証明することに問題はないと思われれます。ご審議の程よろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について報告を願います。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤部会長。

加藤英利農業委員

この案件は、小屋というか住宅が建っていたかと思いますが、主になる地目は山林ということで部会で話をした結果、28年以上経過しているので証明妥当という結論に至りました。ご審議の程宜しく願います。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

それでは質疑を終結し、採決を行います。番号2番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号2番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(加藤英利進委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利推進委員

私は、議案第60号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市小佐越地内において原野として利用している案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ申請のとおりです。位置図です。願出地は、小佐越地内、小佐越交差点から南へ約350メートルに位置した場所です。案内図です。小佐越交差点から国道121号線を南に350メートルほど進んだ左手が願出地です。公図です。登記簿地目は畑、現況は原野です。周囲の状況は、東側は宅地、西側は道路、南側は宅地、北側は宅地です。ここが建物、道路、宅地になっています。これは平成12年の空中写真です。願出地は、昭和60年に国道121号線バイパスが開通して、もともとは広がったのですがこの部分が取り残されたということです。当時小さかった桜の木も大きくなっています。この隣りに●●という会

社が土地をもっておりまして、この土地を買って利用する計画です。以上のことから証明することに問題はないと思われまます。ご審議の程よろしくお願ひします。

福田絹江議長

ありがとうございました。それでは、現地調査後の検討、協議の結果について副部長から報告を願ひます。

(手塚幸子農業委員挙手)

はい、手塚副部長。

手塚幸子農業委員

この案件は、非農地証明願の件です。国道121号の道路工事に伴い分断されたもので、証明妥当だと思ひます。ご審議の程宜しくお願ひいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。それでは遊休農地対策部会以外の委員の方からご意見等がございましたらお受けいたします。

(「なし。」との声あり)

見てのとおりでございます。それでは質疑を終結し、採決を行います。番号3番について、この原案のとおり『証明妥当』とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして、番号3番はこの原案のとおり『証明妥当』とすることに決しました。

福田絹江議長

ここで神山職務代理者に議長を交代いたします。

(議長交代)

神山隆治議長

それでは議長を交代させていただきます。日程第10、議案第61号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(大島尚美副主幹挙手)

はい、大島副主幹。

大島尚美主査

議案第61号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」ご説明いたします。本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。まず、所有権移転の案件になります。総会資料は10ページとなります。今月の件数は2件で、面積合計は6筆で20,716平方メートルとなります。「譲渡人」、「譲受人」の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は11ページ～20ページとなります。件数は23件、面積合計は79筆で151,686平方メートルとなります。内訳は、申請番号1番と2番が、農業委員会扱いの利用権の更新で、申請番号3番～23番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が13件、更新が8件となっております。「設定をする者(貸人)」、「設定を受ける者(借人)」の住所、氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願ひいたします。

神山隆治議長

説明が終わりました。はじめに貸借権設定、総会資料14ページの8番について審議いたします。

農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定により、4番、福田絹江委員の退席を求めます。

(福田絹江農業委員退席 午後3時10分)

神山隆治議長

ご質問はございませんか。
(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第61号のうち、貸借権設定の8番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第61号の貸借権設定の8番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江委員に着席を許可いたします。

(福田絹江農業委員着席 午後3時11分)

神山隆治議長

ここで議長を交代いたします。

(議長交代)

福田絹江議長

次に貸借権設定の19番、22番、及び23番について審議いたします。
農業委員会等に関する法律、第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、19番、酒主学委員の退席を求めます。

(酒主学推進委員退席 午後3時13分)

ご質問はございませんか。
(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第61号のうち、貸借権設定の19番、22番、及び23番について、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第61号の貸借権設定の19番、22番、及び23番については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

福田絹江議長

酒主学委員に着席を許可いたします。

(酒主学推進委員着席 午後3時14分)

福田絹江議長

次に貸借権設定の8番、19番、22番、及び23番以外の残りの案件について審議いたします。ご質問はございませんか。

(加藤英利農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

20番の貸し人の台湾とは。

(大島尚美副主幹挙手)

福田絹江議長
大島尚美副主幹

はい、大島副主幹。

譲渡人の住所地が台湾です。仕事の都合で台湾に住んでいますが、戻ってこられる予定ということで以前の住所地もカッコ書きで記載しています。

(福田重勝推進委員挙手)

福田絹江議長
福田重勝推進委員

はい、福田委員。

売買の2番については、受人が前に決ったという話を聞いていますが公社を

通さないとなにか問題があるのでしょうか。

(大島尚美副主幹挙手)

福田 絹江 議長
大島 尚美 副主幹

はい、大島副主幹

農地バンクを通しての売買になるので一度県が所有したあと、買い手が決まっているので買い手に売り渡すということになっています。この事業を活用することで、不動産取得税や譲渡所得とか税金上の優遇が受けられます。県で売り渡すのが2ヶ月後ぐらいに総会の案件として上がってくると思います。

(福田重勝推進委員挙手)

福田 絹江 議長
福田重勝推進委員

はい、福田委員。

これは譲渡人が遺産相続で今年のいつごろだったかもらったものですが、この人が売買することとなると税金は何割ぐらい取られるのですか。

(大島尚美副主幹挙手)

福田 絹江 議長
大島 尚美 副主幹
福田重勝推進委員
大島 尚美 副主幹

はい、大島副主幹。

短期譲渡所得ということですか。

はい。

そこまでは勉強不足なんですけど、控除額があるので軽減されると思います。この中間管理事業を活用することで要件に合致すれば、800万円や1,500万円の控除が受けられるので、税金がかからなくなる場合もあるし、少しで済む場合もあります。

福田 絹江 議長

よろしいですか。他に何かございませんか。

(福田富美男推進委員挙手)

福田富美男推進委員

はい、福田委員。

4番で、借受人が株式会社になっていますが、経営面積の自作の土地の面積が空欄となっていますが、会社独自の土地は出てこないのでしょうか。

(大島尚美副主幹挙手)

福田 絹江 議長
大島 尚美 副主幹

はい、大島副主幹。

この会社は農地所有適格法人になっていますが、会社としては農地を所有していなくて、借り入れて経営をしている形だと思います。

福田 絹江 議長

他にご意見等はございませんか。

(「なし。」との声あり)

ご質問がないようですので質疑を終結し採決いたします。議案第61号のうち、貸借権設定の8番、19番、22番、及び23番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よりまして議案第61号の貸借権設定の8番、19番、22番、及び23番以外の残りの案件については、この原案のとおり『決定』することに決しました。

議案第61号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」、この原案のとおり農用地利用集積計画を『決定』することに決しました。

福田 絹江 議長

以上をもちまして、本日の総会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和3年11月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。長時間にわたりましてご協力誠にありがとうございました。

閉会 午後5時25分

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

会 長

1 番 委 員

2 番 委 員